

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義です。

午前中の下田委員に引き続きまして、民主党が党を挙げて取り組んでおります政府関連法人の改革問題の一環として、本日は文科省所管の独立行政法人日本学術振興会につき、期待された改革の進捗状況についてお尋ねをいたします。

本題に先立ちまして、今や不幸な恒例事ともなってきた感もありますが、大臣の去る七月十日の従軍慰安婦にかかわるメール紹介の真意について、一点だけただしておきたいというふうに思います。

報道では、自分が発言すれば良からぬ誤解を招くというまくら言葉を振られた上で、従軍慰安婦の用語に関して、一部の日本人が自虐的に戦後作った言葉であり、イメージの悪い言葉を作って殊更悪事のように騒ぐのはなぜでしょうという内容の、つまりは中山大臣の御持論を支持する方のメールを紹介したと伝えられています。

私がこの問題にかかわり、本委員会において教科書の検定結果に最終責任を持つべき中山大臣が放言されることは文科行政の自己否定に等しいと指摘をさせていただいたのは、七夕の日でありました。余りに近接しているため、またもやなぜなのかという思いも深まる所でもありますけれども、今日のところは時間的な制約から見送らざるを得ないことは残念でなりません。

ただし、どうしても看過できないのは、紹介の中に、従軍慰安婦が戦地にある不安定な男の心をなだめ、一定の休息と秩序をもたらした存在と考えれば、プライドを持って取り組むことができる職業だったという言い方もできるという趣旨のくだりまで触れられた、二〇〇五年現在の文科大臣としてのその人権感覚であります。慰安婦として強制的に従軍させられた方々が戦後いかに辛酸窮まる人生を歩まざるを得なかったのか、この償い難い真相を知る立場にあるのが、繰り返しになりますが、今現在の文科大臣ではないでしょうか。

子供たちの人格形成に大きな責任を有する教育行政を統べるとの矜持が少しでもおありならば、弁解しようのない蒙昧な見解の紹介であったと謝罪すべきだと考えます。謝罪の意思がおありかどうか、その一点に限って確たる答弁を求めます。

○国務大臣（中山成彬君） 私の七月十日の福岡におきます講演におきまして、六月のタウンミーティングでの私の発言に関する質問がございまして、これに答える形でカナダ在住の日本人の女性の留学生からのメールを読み上げたのは事実でございますが、これは、若い人もそれぞれに自分でいろいろと勉強して考えているということを御紹介したかっただけでございまして、文部科学大臣としてこの問題についての見解を改めて述べたものではございません。

なお、いつも申し上げておりますが、慰安婦の問題につきましては、政府としては、こ

れまで慰安婦として心身にわたりいやし難い傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを繰り返し申し述べてきているところでございます。私自身も、戦後すぐのころでございますから、そういった方々を見ているわけございまして、政府の一員として同じ認識であることを御理解いただきたいと思います。

○那谷屋正義君 この委員会での大臣のそういう答弁で、私も、うんそのとおりではないかというふうにも思って安心をするところでありますけれども、その直後に様々、タウンミーティングというのはすごく大事でいいことだなと思うんですが、そういう中で、今紹介をされただけだというふうなお話があったんですが、その後のやはりそのコメントですよね。戦地にある不安定な男の心をなだめ云々というこのくだりがやはりちょっと、これで教育、特に人権教育というのも今盛んに言われていますけれども、そうしたことに責任を持たれる、あるいはそれを推進される立場の方がそういうコメントを述べられているのかなという、もう本当に何でなんだという、そういう思いしか伝わってこないというところが残念なんですが、(発言する者あり)メールがそういうふうになっていたわけですね。それを紹介された、メールの中身ということですか。

いずれにしても、こういう委員会の中で大臣がそのようにお答えいただくということに対して、その都度、私も本当に是非そうしていただきたいと、その形で頑張っていたきたいというふうに思うわけではありますが、マスコミ等を通じて入ってくるものの中には本当に残念なことが非常に多いということ。このことが、真の教育改革というのが今求められていますけれども、それをつかさどっていかれる立場の中にあって非常に障害になるであろうというふうにも思いますし、私も是非それを、そういったことがないようにこれからも是非よろしく願いをしたいというふうに思うところでございます。

そのことを今、中山大臣にしっかりと御認識をされることを強く求めた上で、本題の独法化以降のいわゆる日本学術振興会、学振の在り方、役割についての質問に移りたいと思います。

私自身、独法化の意義とは、公益性の最大限の発揮へ、無駄、無理、むら、そうしたものを排するという目的意識に基づく、あるべき企業性とのベストミックスを図ることに見いだされるべきだというふうに考えてきたところです。正鵠を射ているか、心もとないところでございますが、この命題、定理に沿い、以下端的にお聞きしていきます。

まず、大学等における学術の進展に資する研究支援事業を根幹とする学振において、独法化によって生まれた国民的なメリットとは、その例示を含めてお答えいただければと思います。

○政府参考人(清水潔君) 日本学術振興会の独立行政法人化によりまして、第一に、理事長のリーダーシップにより弾力的、効率的で柔軟な事業運営が可能になったこと、第二に、目標、計画、評価のサイクルが組み込まれることによって、その使命、役割の自覚に

立った事業運営の徹底と国民や社会に対する透明性の向上が図られることになったものと認識しております。

このことによりまして、日本学術振興会におきましては、学術に携わる研究者等の主体性と創造性を生かした柔軟な事業運営、例えば、第一線の研究者で構成される学術システム研究センターの設置、あるいは我が国初の全学問分野を対象とした優秀な若手研究者に対する顕彰制度である日本学術振興会賞の創設などが行われたところであります。

また、科学研究費補助金の審査、配分、二十一世紀COEプログラム等の審査を受託し、研究者の意見を十分くみ上げつつ信頼される審査体制の構築を目指すなど、研究者のみならず、社会、国民に顔の見える法人として学術の発展に大きな役割を果たすべく努力しているというふうに認識しているところでございます。

○那谷屋正義君 是非そのような形で今後ともますます発展するべく、機関ではないかというふうに思っているところでありますが、巷間よく言われるところでありますけれども、単年度予算主義に付いて回らざるを得ない弊害の一つであるいわゆる駆け込み費消、つまりは無駄遣いの典型ともなっている年度末期の支出割合に関連して、顕著な増加傾向は学振においても見られるのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○政府参考人（清水潔君） 日本学術振興会の平成十五年度決算におけます三月末期の支出割合でございますが、決算総額千百四十二億円のうち三月末期には四十九億円、四・三％というふうな状況でございます。

学術振興会として、私どもの認識といたしましては、適切な経費の支払が実施されており、御指摘のような年度末に駆け込みの費消が行われているというような傾向が見られるとは考えておりません。

○那谷屋正義君 いわゆる科研費ということの性質から考えれば、年度末というよりも、むしろ年度初めにそうしたことが、大きく支出割合は増えるんじゃないかというふうに見えるところでありまして、今のお話を伺ってなるほどなというふうなところは思いました。

次に、学術振興の総本山と自負する学振でありますけれども、それに符牒を合わせるかのように、いわゆる独法化以降において歴代トップ、いわゆる理事長でありますけれども、に事務次官の方が就任をし、かつ理事にも文科省OBが就任してきた経緯がございます。まるで次官等の指定席にもなっているようにも見えるわけでありますけれども、この構造が望ましいはずもございません。新進気鋭の若手研究者等の活動を支援するためにある学振の在り方からしても、前歴にとらわれることなく適材適所が貫かれるべきだと考えますが、確たる答弁をお願いいたします。

○政府参考人（玉井日出夫君） 日本学術振興会の人事に関してでございますが、まず独

立行政法人、それから特殊法人の長の人事につきましては、固定的に事務次官OBを登用することはしないとの政府の方針を踏まえながら、法人の設立目的等に即して適材適所の考え方に基づいて適切に対応しているところでございます。

日本学術振興会についての御指摘でございましたけれども、振興会は昭和四十二年の設立以来、現在までで十人の理事長がいるわけでございますが、そのうち事務次官経験者は四人でございます。いずれも適材適所の考え方に基づいて人事を行ってきたものであり、事務次官OBのポストとして固定化しているというものではございません。なお、理事にも現在文科省出身者が一名おりますけれども、これは現役出向者でございまして、OBという形で入っているものではございません。そのほかの理事はそれぞれ学者、大学の出身者等でございます。文部科学省OBということではございません。いずれにせよ、独立行政法人、特殊法人の役員人事につきましては、官民の出身者をいずれかに偏ることなくバランス良く適材適所で登用するというのが政府の方針でございまして、これを踏まえながら適切に対応をしているところでございます。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

学振のいわゆる事業の柱の一つに、海外といいますか、学術の国際交流というふうなものがあるかというふうに思いますけれども、そしてその拠点ということで様々、世界のところの中に海外研究連絡センターというものがあるというふうに聞いていますけれども、IT革命が地球規模で進展する中で、海外研究連絡センター、これ九か所というふうに聞いていますけれども、その役割は一体何なのかということ、それからまた、その役割についての政策評価はどのようになっているのか、併せて明快な答弁をお願いいたします。

○政府参考人（丸山剛司君） 今先生御指摘のように、日本学術振興会の海外研究連絡センターにおきましては、御指摘のようにITを利用した単なる連絡では対応できない様々なフェース・ツー・フェースによる学術の国際交流のための活動を行っております。

具体的に申し上げますと、日本の先端的な研究活動を世界に紹介することを目的としたいわゆる先端的な研究分野のフォーラムを外国で実施をします。それから二番目としまして、この学術振興会の事業を経験して母国に帰った研究者を対象にして、いわゆる同窓会組織というようなものがございまして、この支援と日本との交流を更に維持、発展させるためのフォローアップ活動、こういったものを行っております。

三点目として、一般的学術情報のほか、現地におけるいわゆる関係者等の人脈を通じてのみ取得できる最先端の学術情報の収集、あるいはさらには我が国の学術情報の広報周知、こういった具体的な活動を行っております。これらはインターネット等だけでは対応できないというふうに考えております。

それから二点目の評価の問題でございますが、文部科学省の独立行政法人評価委員会におきまして年度ごとに業務実績の評価を行っております。各項目について実施してござい

すが、今先生御指摘の国際交流のこの海外研究連絡センターにつきまして、四項目について評価をし、全項目についてA評価をいただいているところでございます。

○那谷屋正義君 その九か所の散在といいますか、場所ですね、それに偏りがあつたりとかする、あるいはこれからまだ、そこへ、置いておきたいところとか様々あるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、是非今の政策評価を中心に、今後ともそういうふうなことが発展すればというふうに思うわけでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、科学研究費補助金、いわゆる科研費についてでありますけれども、その審査は、学振内に設置をされました学術システム研究センターから委嘱をされた各分野の研究者が担当されているというふうに聞きます。これが今現在総勢四千七百人というふうに聞いていますが、その方たちの献身的とも言える審査活動があるにもかかわらず、実はその行き先が旧七帝大グループや有名私大に科研費が集中する結果に対する根強い批判も散見されるところであります。その要因には、科研費の採用審査に当たる審査員の絶対数不足があるのではないのでしょうか。審査員数の適否について確たる答弁をお願いいたします。

また、一定水準に達している、あるいはその到達見込みがある気鋭の若手研究者を育成するという学振の本義に立ち返るならば、科研費の一定割合を優先的に地方小規模大学に割り当てるといわれる均てん化方策なども追求されてよいのではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

○政府参考人（清水潔君） 第一点目は、審査員の増員の適否についてのお尋ねでございます。

御案内のように、科研費の応募件数は現在十一万件を超えるというふうな中で、適正な審査を進めるためには一定規模の審査員の確保という、そしてそれぞれの審査員に過度の負担が掛からないようにということが基本的なポイントであるということでございます。

平成十年から今年度までの審査員数の変化でございますと、平成十年度約二千人から約四千七百人、このほか本省分がございますが、約、それに千百人がプラスされます。という、大幅な増員が図られてきておまして、一人当たりの審査件数は、例えば基盤研究費について言いますと、平成十一年度百八十三件から平成十七年の九十七件へというふうに減少しております。

審査員をどう確保するかというのは、数の問題もございまして、審査員として適格な方をお願いするというのもまた別なポイントでございます。こういう規模、質、それぞれのバランス、両面のバランスを踏まえた上で具体的にそれぞれの審査体制としてどのような規模の審査員をお願いするかという点について、学術振興会においてその状況を見ながら適切に判断されるべき事柄ではないかというふうに考えております。

第二点目でございます。一定割合を優先的に割り当てるといわれる均てん化方策についてというお

尋ねてございました。

これは科研費の趣旨にもかかわる話でございますけれども、科研費は言うまでもなく、私から申し上げるまでもないわけではございますけれども、人文社会科学、自然科学すべての分野にわたって、基礎から応用までのあらゆる学術研究を対象に、しかし、そして大学のみならず研究所、企業の研究者も対象として、基本的にはサイエンティフィックメリット、学術上の基準というものを基に支援を行う。そういう意味で、我が国の研究基盤を形成するための基幹的な経費、研究経費と思っております。

したがって、例えば地方大学でありますとか、小規模とか、特定のものが帰属している機関の属性に応じて優先的な配分を行うということについては、このような科研費の趣旨からいうといささかなじまないのではないかと考えております。

○那谷屋正義君 この科研費というものの存在がどのぐらいの国民の方々が知っているかという問題にもかかわってくるかというふうに思いますけれども、趣旨は趣旨として分かりますけれども、その底辺を広げるということについても、どうしたらそれが実現できるのかということについては是非御検討というか、研究していただけたらということをお願いしておきたいと思えます。

次に、不正使用、科研費の不正使用、受給等の実態がどの程度明らかになっているのかという観点から、今日は皆様に資料を配付させていただきました。ここに挙げられた件数及び総額の推移等をどのようにとらえられていらっしゃるのか、お答えいただけたらと思えます。

○政府参考人（清水潔君） 私どもといたしましては、科研費の不正使用等につきましては、そういうことがないようにルールの徹底を図り、指導を行ってきたところではございますけれども、このような不正受給、不正使用の事案が絶えないということは遺憾に思っておりますのでございます。

不正使用に関しましては、ルールをより明確化するという観点から、平成十六年度から、使用について各研究機関が行うべき事務の内容を定めた機関使用ルールを、そしてそこにおける不正使用の疑義のある補助事業等についての調査の実施など、機関が行うべきことを義務としてお願いしておるわけでございます。

先生が御指摘になりました不正使用の件数は十六年度にとりわけ急増しておるわけでございます。これら件数の増加は、いわゆる補助金の適正使用についての意識が高まり、研究機関において過去に行われた不正の実態把握が進んだ結果でもございますけれども、特に十六年度に関して申し上げますと、これまで類を見ないような特定の大学において不正受給、不正使用が行われたということによるものでございます。

○那谷屋正義君 十三年度一件、十四年度四件、それから十五年度もそうですね、それで

十六年度が七件というふう増加をしているということと、十六年度には何と五億もの、五億五千万の金額が不正使用されたというふうな状況になっているということで、この額あるいは件数が多いのか少ないのかという問題は当然あるわけでありましてけれども、限りなくゼロに近くなるように今後とも努力をされるべきではないかということをご指摘をさせていただきたいと思っております。また、このことは、いわゆる氷山の一角とまでは言わないまでも、全体像を示すものではないことは常識の範囲ではないかと推察をしております。

他方で、不正使用等の実態解明に関しては、内部告発以外に有効な手だてがないというふうにも考えられるわけでありまして。研究者等に対する絶対的な信頼があつて初めて成り立つ科研費事業でございます。この不可侵の条理を逸脱する行為の根絶に全力を挙げるためには、内部告発者等の実効ある保護策は喫緊の課題ではないかと考えるところでありますが、具体的な策がごありかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（清水潔君） 科研費の不正使用の実態の解明に当たっては、私ども、各研究機関に調査を指示し、その調査結果に基づき厳正な対処を行っている、というふうな流れでございます。

その調査の端緒として、概して内部告発による場合が少なくないことは正に御指摘のとおりでございますし、そういう意味で内部告発者の保護は重要な問題であるというふうにご認識しております。

調査に当たりますとは、研究機関に対し、内部告発者の人事上、職務上の不利益が生じないよう、適切な対応を求めるところでありますし、今後ともそういう点にも留意しつつ、適切な対処をしてまいりたいというふうにご考えております。

○那谷屋正義君 時間に押されてまいりましたけれども、もう一歩進んで、いわゆる不利益等を受けていないかどうかのフォローアップをするとともに、例えば学振内に相談窓口を設けるなど、是非万全の体制をしつなど、改めて強く要請しておきたいというふうにご思います。

次に、使い残しが発生した際の対応として、やむを得ない事由がある場合は○三年度実施分からようやく繰越しが認められるようになっております。これ自体、一定の前進と評価し得るところであります。ただし、これによって研究者等が真に望む使い勝手が確保されたと言い切れるでしょうか。不正使用等には厳罰主義で臨むことを前提に、創意に富む研究活動の活性化等を第一義とする見地からすれば、改善点はいまだ残されているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（清水潔君） 科研費につきましては、これまで様々な形で研究の実態に即した使いやすいものになるようにという努力をしてきたつもりでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、科研費の使用におきましては、直接経費の三〇%の範囲内で経費の使用内訳の変更は可能でございます。それから、旅費においては外国旅費の使用制限は既にごさいません。それから、謝金においては直接経費で研究支援者の雇用を可能にしております。それから、研究場所を借り上げるための経費の使用、あるいは成果発表のための学会誌投稿料、ホームページ開設経費の使用を可能にしております。また、研究費目自体を大ぐり化した執行の弾力化などを図っておるところでございます。

御指摘の翌年度への補助金の繰越制度については、実はまだ御指摘のとおり始まったばかりでございます。平成十五年においては二十四件三千七百四十六万、平成十六年において十件二千四百十八万円の実績にとどまっておりますけれども、今後、同制度の運用例を積み重ねることによってその定着をどう図っていくか、そしてその実態を十分踏まえた更なる改善に向けて私どもとしては積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○那谷屋正義君　もう時間が参りましたのでこれで終わりにさせていただきたいと思いますが、まだ本当は、研究資金配分における役割ですとかあるいは資金配分機関が独法である必要性等々についてお尋ねをしたいところではございましたけれども時間がございませんのでこれで終わりたいというふうに思いますが、先ほど午前中、萩原委員の方からありましたように、いわゆるスポーツマン精神あるいはフェアなというふうなこと、これがやはり今限りなく求められている、国民に求められているんじゃないかというふうに思うわけでありまして、そうしたことを踏まえて今後とも運営、経営をよろしくお願ひしたいというふうに思うわけでありまして。

これで終わります。